

「坂本家関係文書(Ⅲ)目録」と目録作成について

- 1 本文書は、文化財保存活用倉庫から発見された史料群である。内容から見て須坂市井上坂本康之家が所蔵していた文書であること、また須坂市博物館が所蔵していた068「坂本家関係文書」に関連する文書に間違いないが、どのような経過で別々に所蔵されたのかは不明である。

この文書は、『須坂市域の史料目録』第1集(2009年3月刊行)所収の006「坂本康之家文書目録(1)」、および同第11集(2021年3月刊行)所収の006「坂本康之家文書目録(2)」・068「坂本家関係文書目録」とも関連する史料群であり、幕末期の年貢納入にかかわる貴重な史料群である。

よって本文書は、006「坂本康之家文書目録(2)」において横山百合子氏(国立歴史民俗博物館教授)が記した解題にもとづけば、第五の文書群となる。

今回、須坂市文書館において整理・目録化した。

- 2 本文書群の大半は、嘉永3年・同4年・安政4年・同5年・慶応元年・同2年・明治2年の7年分の「御年貢皆済之事」を表題とする文書である。

差出人は「名主幸右衛門」または「名主坂本幸右衛門」であり、宛先人は崑平治外35人である。中には、068-Ⅲ-15「了念尼(良念尼)」や068-Ⅲ-36「おゐく(お以具)」などの女性の名も見られる。また、友八をはじめとする福嶋村の7人の名も見られるが、おそらくは入作者であろう。

一例として、068-Ⅲ-39-6、祐右衛門宛の慶応二寅年十二月「丑御年貢皆済之事」を取り上げる。この史料によると以下のようなことがわかる。

「田高六石三斗六升七合、取米貳石九斗九升貳合五勺」「畑高貳石四斗七升七合、取米四斗九升五合四勺」「新田壹斗貳升、取米壹升四合九勺」とある。年貢割にすると、田=4割7分、畑=2割、新田=1割2分4厘2毛になる。このほかに、「山手役七升、取米三升五合」「漆高五合、取米貳合五勺」で、ともに割合は5割になる。

「高八石九斗六升四合」に対し、「取米合三石五斗四升三勺、代永八貫三百三拾文壹分」とあり、この年貢割は3割9分4厘9毛である。田の年貢割が突出して高いことがわかる。年貢納入については、取米に対し「金壹両二付四斗貳升五合」とあり、計算すると金1両=永1貫文の公定換算を使っていることがわかる。ここでは金納記載ではなく永納記載となっているのは、8貫330文1分をさらに金納に換算し直す手間を省くために永納計算のままとしたものと考えられる。

さらに、「御口米壹斗六合貳勺、代永貳百五拾九文」「小物成永百壹文七分」の二件が加わる。年貢総額は、「総永八貫六百九拾文八分」となっている。

- 3 これらの史料を 068「坂本家関係文書目録」・068「坂本家関係文書(Ⅱ)目録」に引き続いて、「坂本家関係文書(Ⅲ)目録」として目録を作成した。そのため、『須坂市域の史料目録』の整理番号では「068」(68 番目)に位置づけることとし、史料番号は 068－Ⅲ－1 から開始して整理ラベルを貼付した。史料番号は 068－Ⅲ－44 まで、史料総点数は 231 点を数える。
- 4 史料目録の作成にあたっては史料活用の便を考慮して、以下のようにした。
- (1) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を記した。
 - (2) 史料形態については、次のように略記した。
状(一紙文書)、 縦帳、 横帳、 など。
 - (3) 備考には、紐で括られた点数や史料の状態などを記した。
- 5 本史料目録は、須坂市文書館専門員大塚尚三が作成した。

2022年4月18日

須坂市文書館